

公告

南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を次により執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第91条の規定により、公告する。

平成29年12月1日

南三陸町長 佐藤 仁

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 南三陸町学校給食配送等業務
- (2) 業務場所 本吉郡南三陸町内
- (3) 業務期間 平成30年3月1日から平成35年3月31日まで
- (4) 業務概要 南三陸町学校給食センターにおいて調理した給食並びに食器、食缶及び給食運営に必要な物品等を、南三陸町教育委員会において示す内容に基づき、対象とする南三陸町内の小中学校（7校）の配膳室その他の所定の位置まで、この業務の実施に適した配送用車両により配送し、及びこれらを回収する。

2 入札参加資格

- (1) 南三陸町、気仙沼市、登米市又は石巻市に本社、支店、営業所等（本社の場合は、南三陸町入札参加者として登録のあること。支店、営業所等の場合は、本社から委任を受け、南三陸町入札参加者として登録のあること。）のいずれかを有し、南三陸町財務規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に定める国土交通大臣から一般貨物自動車運送事業許可を受けている、又は旅客自動車運送事業の許可を有し、平成30年3月1日までに一般貨物自動車運送事業許可を取得するものであること。
- (3) この業務の実施に必要な配送用車両を専用で用意できること。ただし、配送車両2台までに限り、南三陸町から貸与を受けることができる。この場合においては、貸与を受ける車両の使用人名義の変更、維持管理その他に要する経費について、受託者が負担し、必要な措置を講じなければならない。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。

- (6) 南三陸町暴力団排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）第2条第4号に規定する者に該当しないものであること。

3 入札手続等

(1) 入札参加申請書類の交付等

ア 交付期間

平成29年12月1日（金）から同月12日（火）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 交付場所

南三陸町学校給食センター（本吉郡南三陸町歌津字吉野沢61番地1）

(2) 仕様書の閲覧

ア 期間

平成29年12月1日（金）から同月18日（月）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町学校給食センター

ウ 質問

質問がある場合は、南三陸町学校給食センターに備付けの質問書に記入し、平成29年12月8日（金）午後5時までに南三陸町学校給食センターへ提出すること。

エ 回答

平成29年12月12日（火）午前9時から午後5時までの間、南三陸町学校給食センターにおいて、閲覧による。

オ 仕様書等の交付

貸出による。ただし、貸出時間は4時間以内とし、その日の閲覧終了時刻までに返却すること。

(3) 入札執行の日時及び場所

ア 日時

平成29年12月19日（火）午前10時

イ 場所

南三陸町役場3階会議室

4 入札参加資格の承認申請

(1) 申請書類

入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる書類について、それぞれ正副2部を持参により提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 制限付き一般競争入札参加確認申請書

イ 一般貨物自動車運送事業の許可証の写し（許可取得を予定する場合は、旅客自動車運送事業の許可証の写し）

ウ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（1通）

(2) 受付期間及び場所

ア 日時

平成29年12月1日（金）から同月12日（火）までの午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町学校給食センター

(3) 入札参加資格審査の結果については、入札参加申請者に対し、平成29年12月18日（月）までに通知する。

(4) 入札参加有資格者と認められなかった者は、書面により、当該認められなかった理由の説明を求めることができる。

5 入札方法等

(1) 電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。

(2) 入札の執行においては、入札書に記載された金額に100分の108を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者が入札書に記載する金額は、入札者が消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の108分の100に相当する額とすること。

(3) 地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。

(4) 入札書に記載された金額に対応した内訳書を入札日に持参し、入札書と併せて提出すること。ただし、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札においては、内訳書の提出を要しない。

6 入札保証金

免除する。

7 入札の無効等

- (1) 正当な理由なく所定の時刻までに入札の会場に入らなかった者は、失格とする。
- (2) この公告に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札及び南三陸町財務規則第95条に該当する入札は、無効とする。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札をしたものを落札者とする。
- (2) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

9 契約保証金

落札者は、南三陸町財務規則第105条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第106条第1項の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

10 その他

不明な点については、当町担当に照会すること。

南三陸町学校給食センター 担当者 山内 啓文

電話 0226-36-3851

FAX 0226-36-3852